

ほうりつ た とどうふけんじょうれい
法律や他の都道府県条例における
ごうりてきはいりよ ていきょう ぎ む
合理的配慮の提供義務について

1 ごうりてき はいりよ ていきょう もと ばあい ていきょう あ りゆうい じこう
合理的な配慮の提供が求められる場合と提供に当たって留意すべき事項
について

(1) ごうりてき はいりよ ていきょう もと ばあい
合理的な配慮の提供が求められる場合について

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ここ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じよきよ
障害者差別解消法では、個々の障害者から現に社会的障壁の除去を

ひつよう むね い し ひょうめい ばあい きてい
必要とする旨の「意思の表明」があった場合と規定している。

また、はいりよ もと がわ ふたん ごうりよ じっし ともな ふたん かじゅう
また、配慮が求められる側の負担も考慮し、「その実施に伴う負担が加重
でないとき」としている。

(2) ごうりてき はいりよ ていきょう あ りゆうい じこう
合理的な配慮の提供に当たって留意すべき事項について

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ごうりてき はいりよ ていきょう あ どうがい
障害者差別解消法では、合理的な配慮の提供に当たっては、「当該

しょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう ひつよう ごうりてき はいりよ
障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」必要かつ合理的な配慮を

しななければならないと規定している。

○ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
(障害者差別解消法)

だい じょうだい こう
第7条第2項

ぎょうせいきかんとう じ むまた じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん
行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に

しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう むね い し ひょうめい ばあい
社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合にお

いて、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条第2項

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

2 合理的な配慮の提供を義務づける範囲について

- (1) 障害者差別解消法では、「行政機関等」には合理的配慮の提供義務を課す（しなければならない）一方で、「事業者」に関しては努力義務（努めなければならない）にとどめている。また、「国民」については、特に規定されていない。

この理由^{りゆう}について、令和元年度版障害者白書^{れいわがねんどばんしょうがいしゃはくしょ}では、「これは、障害者差別^{しょうがいしゃさべつ}

解消法^{かいしょうほう}の対象範囲^{たいしょうはんい}が幅広く、障害者^{しょうがいしゃ}と事業者^{じぎょうしゃ}との関係^{かんけい}は具体的な場面^{ぐたいてきばめん}

などによって様々^{さまさま}であり、それによって求められる^{もと}配慮^{はいりよ}の内容^{ないよう}や程度^{ていど}も

多種多様^{たしゅたよう}であることを踏まえた^ふものである^ふ（同書 P 20）。と解説^{かいせつ}している。

(2) 他の都道府県条例^{た どうふけんじょうれい}の状況^{じょうきょう}

| | 行政 ^{ぎょうせい} | 事業者 ^{じぎょうしゃ} | 県民 ^{けんみん} | | 行政 ^{ぎょうせい} | 事業者 ^{じぎょうしゃ} | 県民 ^{けんみん} |
|---|---------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------------|--------------------|
| 宮城県 ^{みやぎけん} (案 ^{あん}) | ○ | △ | — | 京都府 ^{きょうとふ} | ○ | △ | — |
| 北海道 ^{ほっかいどう} | △ | △ | △ | 大阪府 ^{おおさかふ} | — | — | — |
| 岩手県 ^{いわてけん} | ○ | ○ | ○ | 奈良県 ^{ならけん} | ○ | ○ | ○ |
| 山形県 ^{やまがたけん} | — | △ | △ | 鳥取県 ^{とっとりけん} | — | △ | △ |
| 福島県 ^{ふくしまけん} | — | ○ | △ | 徳島県 ^{とくしまけん} | ○ | ○ | ○ |
| 茨城県 ^{いばらきけん} | ○ | ○ | ○ | 香川県 ^{かがわけん} | — | — | — |
| 栃木県 ^{とちぎけん} | ○ | — | △ | 愛媛県 ^{えひめけん} | ○ | ○ | ○ |
| 群馬県 ^{ぐんまけん} | ○ | △ | — | 福岡県 ^{ふくおかけん} | △ | △ | △ |
| 埼玉県 ^{さいたまけん} | ○ | △ | — | 佐賀県 ^{さがけん} | ○ | ○ | ○ |
| 千葉県 ^{ちばけん} | ○ | ○ | ○ | 長崎県 ^{ながさきけん} | — | ○ | — |
| 東京都 ^{とうきょうと} | ○ | ○ | — | 熊本県 ^{くまもとけん} | ○ | ○ | ○ |
| 富山県 ^{とやまけん} | ○ | ○ | ○ | 大分県 ^{おおいちけん} | ○ | ○ | ○ |
| 福井県 ^{ふくいけん} | ○ | △ | — | 宮崎県 ^{みやざきけん} | ○ | △ | — |
| 山梨県 ^{やまなしけん} | ○ | △ | — | 鹿児島県 ^{かごしまけん} | ○ | ○ | ○ |
| 岐阜県 ^{ぎふけん} | — | — | — | 沖縄県 ^{おきなわけん} | ○ | ○ | ○ |
| 静岡県 ^{しずおかけん} | — | △ | — | ○ (義務 ^{ぎむ}) | 2 2 | 1 5 | 1 2 |
| 愛知県 ^{あいちけん} | ○ | △ | — | △ (努力義務 ^{どりよくぎむ}) | 2 | 1 3 | 6 |
| 三重県 ^{みえけん} | ○ | △ | — | — (規定なし ^{きぎていなし}) | 8 | 4 | 1 4 |

※ ○は義務^{ぎむ}、△は努力義務^{どりよくぎむ}、—は規定なし^{きぎていなし}